

第 1 回 首都 高速 道路 債券 発 行 要 項

1. 債券の名称 第 1 回 首都 高速 道路 債券
2. 債券の総額 金 150 億円
3. 各債券の金額 1,000 万円及び 1 億円の 2 種とする。
4. 債券の形式 無記名式利札付に限るものとし、その分割又は併合はしない。
5. 利 率 年 1.36 パーセント
6. 発行価額 額面 100 円につき金 99 円 97 銭
7. 償還金額 額面 100 円につき金 100 円
8. 償還の方法及び期限
 - (1) 本債券の元金は、平成 19 年 6 月 20 日にその全額を償還する。
 - (2) 本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。
 - (3) 本債券の買入消却は、いつでもすることができる。
9. 利息支払の方法及び期限
 - (1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日まで付し、平成 14 年 12 月 20 日を第 1 回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日の 2 回に各その日までの前半箇年分を支払う。
 - (2) 発行日の翌日から平成 14 年 12 月 20 日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。
 - (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。
 - (4) 償還期日後は、利息を付さない。
10. 担 保
本債券の債権者は、首都高速道路公団法の定めるところにより、首都高速道路公団（以下「公団」という。）の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
11. 募集の受託会社
 - (1) 首都高速道路公団法第 37 条第 6 項に基づく本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）は株式会社東京三菱銀行とする。
 - (2) 受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券に基づく本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。
 - (3) 受託会社は、前号の他、法令並びに公団と受託会社との間の平成 14 年 4 月 18 日付募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める権限及び義務を有する。

12. 期限の利益の喪失事由

本債券の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公団が本要項第 8 項又は第 9 項の規定に違背したとき。ただし、5 営業日以内に当該事由が補正又は治癒された場合は、この限りでない。
- (2) 公団が、本債券以外の首都高速道路債券又は借入金債務について期限の利益を喪失したとき。ただし、当該債務の合計額(円貨換算後)が 30 億円を超えない場合は、この限りでない。
- (3) 法令により、公団が解散することが決定しかつ本債券の債務を承継する者が定められないことが確実となったとき。
- (4) 公団に倒産処理手続又はそれに類した手続に係る法律が適用され、当該法律に基づき、公団に対して倒産処理手続又はそれに類した手続が開始されたとき。

13. 元 利 金 支 払 場 所

株式会社東京三菱銀行本店及び国内各支店

大和証券エスエムビーシー株式会社本店

大和証券株式会社本店

14. 債 券 の 喪 失

- (1) 債券を喪失した者が、遅滞なく、その種類、記番号、喪失の事由等を公団に届け出て、かつ、公示催告の手続をし、その無効宣言があった後、除権判決の確定謄本を添えて請求した場合は、公団は代わり債券をその者に交付することができる。
- (2) 債券の利札を喪失した場合は、代わり利札は交付しない。ただし、前号に準じて公示催告をし、その無効が確定した場合は、支払期日が到来したものに対しては、その利息を支払う。
- (3) 債券をき損又は汚染した場合は、その債券を添えて、代わり債券の交付を請求することができる。ただし、真偽の鑑別が困難なときは、喪失の例による。

15. 代わり債券の交付の費用

公団は、代わり債券を交付する場合は、これに要した実費を徴収する。本債券の登録を抹消し、債券の交付の請求があった場合もまた同様とする。

16. 欠 缺 利 札 の 取 扱 い

- (1) 本債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、すでに支払期日が到来した利札については、この限りでない。
- (2) 前号の利札の所持人がこれと引き換えに控除金額の支払を請求したときは、公団は、これに応じるものとする。

17. 公 告 の 方 法

本債券に関し、本債券の債権者に通知すべき事項がある場合は、法令又は委託契約に別段の定めがある場合を除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各 1 種以上

の新聞紙に掲載する。ただし、受託会社が本債券の債権者のために必要でないと認め
た場合は、新聞紙への掲載を省略することができる。

18. 本要項及び委託契約の公示方法

本要項及び委託契約の謄本は公団及び受託会社の各本店で営業時間中一般の閲覧に供
する。

19. 本要項の変更

(1) 公団は、本債券の債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議の
上、本要項を変更することができる。

(2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、公団はその内容を公告する。ただし、
公団と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。

20. 本債券の債権者集会

(1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、債権者の利害に重大な
関係を有する事項について決議をなすことを要する場合に、公団又は受託会社が
これを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に債権者集会を開く旨及
び会議の目的たる事項を公告する。

(2) 債権者集会は東京都において行う。

(3) 本債券の総額の10分の1以上にあたる本債券の債権者は、その保有する本債券
を添えて、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出
し、債権者集会の招集を請求することができる。

21. 申 込 期 日 平成14年4月18日

22. 募 入 方 法

応募超過の場合は、本要項第24項の引受並びに募集の取扱者が適宜募入額を定める。

23. 払 込 期 日 平成14年5月10日

24. 引受並びに募集の取扱者

大和証券エスエムビーシー株式会社

25. 登 録 機 関 株式会社東京三菱銀行

26. 新 証 券 コ ー ド J P 3 3 6 0 0 0 A 2 5 8